

駅 通 情 報

第13号

目 次

時評

私の恩友に伊達東氏がいる。

彼は、知る人ぞ知る、江戸中間から明治初期へかけて駿馬各地で馬場も経営したり、アイヌ人と交易する場所諸負人として活躍した伊達林右エ門を先祖に持つ方である。

詳しく日記數が書き、紹介することはできないが、東氏は、八代日暮右エ門（代々林右エ門を襲名）が経営していた旅館、培毛両場所を結ぶ培毛山道を安政年間に起いて二年間にわたり莫大な資金と労力を投入して開闢したものであるが、今回、この歴史の地を踏査し、その状況を

「培毛山道を歩く（失われた道を求めて）」
と題して、論文を発表したものである。

これは、同家伝來の史料に基づいて、その経過をまとめたものであるが、私は、豊富な資料に感謝するというより、東氏が、先祖の残した、今は地元風さらその存在をも忘れ去った山道を、十二回にもわたって足で歩いて確かめたという、われわれ凡人の及ばないことをやってのけた事情を併せたいのである。

一 時評
二 明治初期における駅通諸経費の収支状況
三 南桜太の駅通
四 史料寄贈お礼
五 記念品贈呈式
六

○ 明治初期における 駅通諸経費の収支状況（三）

第十一、十二号に引き続いて、現地の駅通所段階における諸経費の収支状況について記述する。それも、全道に配属されている個々の駅通所に対する開拓使からの赤字文書、及び開拓使事務報告第四編に取り上げられてい

る駅場の経営の取扱問題を中心に紹介したい。

三 札幌の駅場所の収支状況

1 札幌駅場所

札幌駅場所（通称札幌本陣）は、開拓使本府所在の北海道最大規模の駅場所として明治四年三月に開設された。

明治四年（一八七一）年といえど、岩村利吉が札幌に赴仕した年で、札幌の定住人口六二一人（一一一戸）といつた北海道開拓がようやく動き出した年であるが、しかし、四邊の月寒・白石等の人口は急増しつづけた。この時期、札幌の定住人口は極めて少ないといつても、それは表面の状況で、実際には浮遊人口が定住人口を大きく上回るといつた特異現象の見られる状況にあつた。

この時期の駅場開設としては、開設前年、これまで幕府が経営していた「越田有鹿牧場」から駅馬を札幌へ移すことを条件（頭数不詳）に開設しようとの計画であった。

札幌駅場所は、明治四年三月、木村某を取扱人として開設したもので、開設後、廻雨間にたびたび移転し、その都度、駅舎の改築を重ねたうえ、取扱人も長崎をせず定期的に更迭するなど、経営は至って不安定であった。

本府の地元だけに開拓使役人の日当行を請き渡して相手過多に陥ったせいでもあろうか。しかも、駅場所は明治二十二年四月二十五日には廢止となるといつた短命に終

るものであつた。

なお、拙著「北海道駅場（駅場）網の研究（以下、駅場史の研究といふ）」「下毛口駅に、最初の札幌本陣全貌を掲げてある」。

（一）沿革（開拓使事業報告による）

ア明治四年三月、波島通二官舎一棟ヲ移キ本陣ト称シ木村屋ニ貸与シ駅場及通路ノ事ヲ取扱ハシム
イ七年中同所臨本陣ニ移ス駅場所手当年金貳百五十円定個人足廿年金六百七拾四円取扱月給金六門ヲ給ス
ウ九年十月年金六百四十円改ム開業屢移シ十四年五月南二条西一丁目二軒置ス

（2）経費

明治七年九月十四日、以下八、九、十年は同様である。
注、右（一）ア」に述懐とあるのは、江戸時代から
の旅行用語で、「ぢゅくじゅ」又は、「ぢゅり」と
読み、旅客を送（むか）える所、はだしという語彙である。

右は、事務報告記載の経過であるが、一處、以後の記載事項との対比上の必要から挙げたものである。

右に挙げたとおり、事務報告の明治七年以降二十年までの駅場間は同額の九十九円であるが、以降漸減して明治十五年には一八四円と他の駅場と大差ない支給額に減少している。

このころになると、明治十三年十一月には手宮・札幌間に鉄道が開通しているし、札幌周辺の農家を中心に馬匹も増加し、市中に運送、旅客業者及び宿泊業者も増加したことから、公営の駅通に頼る必要がなくなってきた結果廃止されたものである。

(3) 札幌本陣の駅舎売りに出る

明治六年に至って、開拓使から次の通告が出ている。
止宿所之義当初石黒林太郎本陣守り相馬城之跡辛未十月三日より壬申十月迄請負金千九百八拾三円余御下々被シ相成候候壬申十一月御任セ相成候以來請負金御廃シニ付用々不足金相償候上時々修理二テ昨十一月以来式千七百円余リ相金ニ相成苦情不少趣無余義相間候ニ付格別の御吟謡ヲ以式千七百円の半數ニテ千參百円無利息十ヶ年賦ヲ以テ御貸シ寅シニ相成り止宿所ニ於テ貯直世致サセ申度當市中貸借不相当之高利ニテ不融通宜敷下方體裁之趣ニ付一ヶ月百円ニ付三円五拾錢之利ヲ以テ六ヶ月据リ貯藏開致セセ候間ハ月々四拾五円余利始ニ付止宿所ニ於テモ月々活計之不足ヲ補ヒ兼テ下方體

通ニそ相成リ申候所存候ニ付此段落候候也
明治六年十一月廿七日

(下タ札)

駅所並止宿所当分之中老々年全五百円為手当被下候事
相受取方会計局江打合候事

札幌本陣（止宿所・駅通所）は、明治四年十月、初代木村某に代えて石黒林太郎に請負わせて明治五年十一月までの一年一か月にわたって本陣守を命じて居た。この間の請負金は一九八三円余であるが、今回、この契約を廃棄するに至った。

ところが、この一年一か月に經營上の赤字がかさんだほか、たびたび駅舎を修理するなどで経費が増こうし二七〇〇円余の損金が出たと同人から苦情を申し立ててきた。

その赤字改善のため、格別の企画をもつて損金二七〇〇円の半額、一二三〇〇円を無利息十ヶ年賦をもつて貸付け、止宿所運営を続けさせたい。

現在、札幌における賃借金の利息は高く、一ヶ月一〇〇円に付き三円五〇銭（三分五厘）であるので、この賃借利をもつて六ヶ月賃借を計算させると、毎月四五円の利息が出る。この利息をもつて止宿所經營の赤字を埋めることが可能と思う。

という上司への伺い案に対し、決議の段階で否決され、これに代って、慶次郎の手当を一か年五〇〇円に増額するという案で結着した。

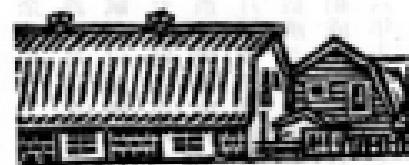
また、古文書によると、本駅通所は、開設時、木村某に請負わせたが、僅か七か月で石黒林太郎に契約替えに

なつたことが明らかになつた。

(以下次号)

きた。

明治三年八月に至つて、駅通会所が行う人馬の輸立について、海陸共人足一人、一里に付き金一束と定め、人足には土人（アイヌ人等地元住民）敷資の一助として、努めて地域住民を人足として雇用することとしている。



カットは北海道の牧舎

(五十嵐祐二さん提供)

南樽太の駅通（二）

（明治初期の駅制）

前号に引続いて「樽太施政沿革」等に現れた明治初期の駅制から入ることにしたい。

さて、右、「樽太施政沿革」を中心に当時の駅通制度を検討してみると、

島内各地の支庁の出先機関にあたる公金・公用状等のほか私状の通過は、明治初期までは駅所請負人の経営する運上屋又は番屋に所属する駅通会所によつて行われていたが、のちに官営の駅通設置に引継がれて運営されて

なお、翌四年には、一人一里百四十八文（旅費に換算して十五銭）と改めた。当時、北海道における駅立料は四錢であったから、交通事情のよくないことと、アイヌ人等地域住民の教訓の意味もあつたとしても余りにも高額であり、ほかに、何らかの事情があつたのであろう。

また、旅客から樽太側積（大泊在）に至る公狀の輸送りのうち、海上「自主・旅客」間に駅立料は単価一海裡三錢六厘で、この間の距離三十八海裡であるから、区間料金は一円三十八銭であった。これは、海裡をもつて記載されているので解りづらいがこれを里数に直すと拙著「北海道駅便創始史話（貢丸三）」によると、「旅客（渡海）白王間」三十八里」と（海上七里四毛）となり、「これに陸路「白王・極漢」間二十五里を加えられる」。

以上のほか、同沿革時に示されている駅通会所利用に関する手続上の問題点を挙げると、公用旅行のさいには、出発の二日前に出発地の駅通会所に先附状、すなわち、旅行案内とでもいうべきものを差出す。これには、途中

の到着・出発月日・宿泊の要否・必要人馬數等を記載して出発地の駅運会所へ差し出すものである。また、出発に当たっては所轄庁の作成した人足賃錢簿に、途中立寄先設立利用の証とするものである。

三「巡回飛脚規則」の制定

明治五年十二月には、左記「巡回飛脚規則」を制定して、前述のとおり、公用状並びに公金の廻送り方法を定めた。これは、公用飛脚専用定期便とでもいうべきものであって、支厅と出先き出張所との間の公用物の廻送り方法を定めたものである。

この規則は次のとおりである。

○巡回飛脚規則

- 一巡回日数三十二日ヲ以限トス若三十二日ヲ過ギ是着届出ザルトキハ其日數ニ応ジ相当ノ咎可申付事
- 一毎月十日二十日兩度ヲ以飛脚差出候定日ト致候事
- 一巡回途中若風浪雨雪其外差支ノ義有之無者巡回致候節ハ其最寄出張所へ届出回所ヨリ證書ヲ申請候次第着ノ上當府へ可差出事
- 一足病或ハ不時免病等ニテ事実歩行難相成節ハ其最寄出張所へ届出早々獨立相報可申事
- 一貨物ノ義ハ夏冬ノ別ナク當分ノ内一度巡回二金十三円五十銭ヲツ相費候事

一費用金子並費用状等遺失損失無之夫々該方可致若間違有之被詰ハ嚴重ニ御処置可有之但御用金ハ弁金ノ上相当ノ各申付候事

一行營ハ五貫目ヲ以一人限トス五貫目以上ハ其可届出所迄土人ノ輸料一里四錢ノ割（管ハ輸運ヨリ東白・迄ノ公用物當高ニテ定目方ヲ越候得ハ東白若迄土人一人ノ輸料被下其余ハ不被下但思狀並荷物ハ飛脚ノ者ヘ相對ヲ以賃錢払フヘシ若不相當ノ義有之候得ハ後日適宜之ヲ定ムヘン）ヲ以賃錢相費候事
右の件々堅ク可相心得候事

巡回飛脚賃錢定規

一輸運ヨリ白主迄 三十五里

一白主ヨリ西富内迄 同

一西富内ヨリ輸苗迄 二十八里

一輸苗ヨリ輸城迄 同

此間往復其賃錢被下候事

一輸苗ヨリ東白店迄 十二里

一東白店ヨリ志安焉迄 十九里

一志安焉ヨリ東富内迄 二十三里

一東富内ヨリ小寅迄 八里

一小寅ヨリ輸溪迄 九里

合二百二十五里

丙四十四號ニ相成候四號文切上ダ都合金十三四五十
錢下直ベシ

翌六年此迄立日、一回ヲ増加シ且フ郵便物ノ往々延滞
スルヲ以テ各駅通合所ニテ、各日ノ日付印ノ如ク郵印ヲ
捺サシム

海上交通一当時ノ交通運輸中、海上ニ於ルモノハ初年ヨ
リ六年迄迄ケ官營ニ保リ、其經營ハ北海道ノ本府ニ附屬
スルコトモアリ又兩國トモナリシガ、極太交換前ニ至リ
舊タ支那ノ別途支那トナリタル事アリ、其沿革ヲ述レバ
略次如ト。

| 年月 | 船名 | 船體種類 | 所有者 | 使 途 |
|----|--------|----------|-----|--------|
| 三年 | アキンド号 | 駁船一千七十噸 | 英國 | 越洋貿易ノ船 |
| 同 | カンカイ号 | 同 二千十五噸 | 同 | 同 |
| 同 | モリントン号 | 同 二千五百噸 | 同 | 同 |
| 同 | 威士大 | 駁船 ナン | 英國 | 同上 |
| 同 | トーケー号 | 駁船 一千七百噸 | 英國 | 同上 |
| 同 | 火船丸 | 駁船 不詳 | 英國 | 同上 |
| 同 | 光 | 駁船 千百噸 | 英國 | 同上 |

○ 史料寄贈お礼

開拓記念館文化振興会報
駿馬地を見る宿駅、羅記 札幌市 比良志氏
轟コンだより 航空教育委員会 小西 重勝氏
駿てい物語 航空教育委員会 小西 重勝氏

| | |
|---------|---------------------|
| 発行年月日 | 平成十一年三月二十五日 |
| 発行者 | 札幌市南区川沿四条五丁目 三〇一 |
| 史学研究会代表 | 宇川隆雄 |
| TEL | 011-571-3602 |